

健康管理手帳（石綿）所持者に対する健康診断実施時期の弾力化（あっせん）

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、中国地方の各労働局（鳥取労働局を除く4労働局）における健康管理手帳（石綿）所持者に対する健康診断の実施時期について調査の上、行政苦情救済推進会議（座長：川内 昂 広島修道大学法学部教授）の「健康診断の実施月が限られると様々な都合で受診しづらい場合もあり得るので実施月は特定しないほうがよい」等の意見を踏まえ、平成25年11月6日、島根労働局に実施時期の見直しを検討するようあっせんしました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談】

鳥取行政評価事務所に申出があった次の事案について、同事務所が鳥取労働局にあっせんした結果、健康診断の実施時期が拡大されたことを踏まえ、当局が鳥取労働局を除く中国地方の各労働局を調査したものである。

私は、健康管理手帳（石綿）を所持しており、年2回健康診断を受診している。この健康診断は、毎年1月から2月までと7月から8月までに指定された病院で受診するよう労働局から案内がある。

しかし、2月頃はインフルエンザが流行していることが多く不安であり、また、8月頃の暑い時期の受診も身体への負担も大きいので、健康診断の時期を拡大してほしい。

【当局調査結果等】

- 健康管理手帳は、労働安全衛生法に基づき、石綿の取扱業務、粉じん作業など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の要件に該当する者が離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で交付される。
- 健康管理手帳（石綿）所持者は、労働局委託医療機関で、定められた項目について健康診断を6か月に1回無料で受診することができる。
- 島根労働局は、健康管理手帳（石綿）所持者に対する健康診断の実施時期を、1回目は8月、2回目は2月としており、いずれも実施期間を特定の月の1か月間に限定している（島根労働局を除く3労働局では、健康診断の実施時期を特定していない）。
- 委託医療機関の中には、6か月に1回受診する健康診断を2か月程度遅れて受診したとしても健康管理上の問題は特になくとしており、健康診断の実施時期を拡大するメリットとして受診者の利便向上、受入態勢の整備や受診日の日程調整がしやすくなるといった意見もある。

【あっせん内容】

島根労働局は、健康診断を受診する健康管理手帳（石綿）所持者の利便の向上を図る観点から、委託医療機関の実情を踏まえた上で、その健康診断の実施時期の弾力化について検討する必要がある。

総務省中国四国管区行政評価局

